町田市廃棄物減量等推進審議会
「ごみの有料化」の答申（案）についてお知らせします

問 環境総務課☎797・0530

市では昨年6月に「家庭ごみ等の費用負担のあり方（ごみの有料化）について」を町田市廃棄物減量等推進審議会（以下、審議会）に、諮問しました。

これを受け、審議会では9回の会議と有料化実施市への視察等を行い議論を重ねた結果、「町田市においては家庭ごみの有料化が必要であるが、その効果が十分に発揮されるためには、適切な制度設計や市民への十分な普及啓発等が不可欠である」との認識に至り、以下の通り答申（案）を取りまとめました。

【答申（案）の概要】

1．町田市のごみ処理の現状

現在の町田市のごみ処理においては、以下の課題が存在します。

○ごみ排出量の総量が、ほぼ一貫して増加傾向にある。

○1人当たりの家庭ごみ・資源総排出量は、1998年度をピークとしてここ数年は減少していたが、2002年度においては増加に転じている。

○2000年度までは順調に資源化率を伸ばしてきたが、ここ2年間は低下している。

○最終処分先を市外（日の出町の三多摩地域廃棄物広域処分場）に依存しているが、その残余年数が限られている上に、新たな最終処分場の整備も困難な状況にある。

2．ごみ減量の手段としての有料化の必要性

町田市においては従来より資源の分別収集、ごみ分別の徹底や減量化への呼びかけ等各種の取り組みを行ってきたが、これらの手法によるごみの減量・リサイクルの推進は限界にきている。そのなかで、ごみに対する市民の意識改革を生み出す取り組みとしてごみの有料化の導入があげられる。

家庭ごみの有料化とは、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することにより、ごみ減量やリサイクルの意識を高め、ごみの発生抑制を図ろうという手法であり、実施している多くの自治体では、有料化によるごみ排出量削減・リサイクル量増加等の効果が認められている。

町田市においても、厳しいごみ処理情勢を踏まえ、市民の意識改革、ごみの減量化・資源化の強力な推進、公平なごみ処理費用の負担システムの導入を目的に、有料化を導入することが必要である。

ただし、有料化による効果が発揮されるためには、適切な制度設計と運用が不可欠と考えられることから、次のような制度内容に基づき有料化されることが望ましい。

3．望ましい有料化の制度内容

①有料化の対象範囲

《収集対象物》

・「可燃ごみ」「不燃ごみ」については、減量化推進のために有料とする必要がある。

・「資源」（ビン、カン、古紙、古着）については、リサイクル推進の観点から従来どおり無料とすることが適当である。

《減免措置》

社会的弱者やボランティア活動等に取り組む市民に対して、手数料の減免措置を講じる必要がある。

②収集方法等

《収集方法》

有料化を実施した場合、ごみ排出のルール違反が増加する恐れがあるため、排出者の責任を明確化し、有料化と併せてごみ減量効果を高めるために、現状の「ステーション方式」を「戸別収集方式」に変更することが適当である。

《手数料徴収方法》

美観面、衛生面や手数料徴収の容易性の観点から、指定袋の販売により徴収することが適当である。

《ルール違反対策》

市は自治会や廃棄物減量等推進員等とも連携し、市民に対して十分に周知を行うとともに、ごみの適正排出を強く呼びかける必要がある。

③手数料の設定

《手数料の体系》

ごみ排出量の多少に関わらず減量への動機付けが働く「単純従量制」（排出量に比例して手数料負担額が大きくなる方式）を採用することが適当である。

《手数料の価格水準》

ごみ減量効果を発揮するために、排出者がある程度負担を感じる程度の価格水準とする必要がある。

④手数料収入の運用方法

ごみ有料化の実施に伴う収支の状況や使途の透明性が確保される必要がある。

有料化の目的を踏まえると、収益の使途は「ごみ減量化・リサイクル推進」に係る施策の経費として使用されることが適当である。

⑤市民への普及啓発

有料化の実施に当たっては、市民の理解を得るための十分な啓発、周知が重要である。そのため市は、説明会や意見交換会をできる限り多く開催する必要がある。

⑥有料化と併せて取組むべき施策

有料化によるごみの減量効果を継続的に維持していくためには、有料化実施の前後の年を「（仮称）ごみ年」として定め、ごみ問題全般に対する関心・理解を深める等様々なごみ減量施策を総合的に講じることが重要である。

《分別の徹底》

有料化の目的を達成するためには今まで以上に分別の徹底を図っていくことが重要である。

《プラスチックの資源化》

「容器包装のプラスチック」「ペットボトル」は早急に、「その他のプラスチック」は低コストの資源化技術の確立後、市による分別収集・資源化を行うことが望ましい。

《生ごみの資源化》

従来から実施してきた各家庭での生ごみの堆肥化を推進するとともに、地域レベルでの取り組みを促進するなどの施策を検討していくことが望ましい。

《その他の施策》

有料化と併せて市民・事業者によるごみ減量化・リサイクルの取り組みを一体的に実施することにより、相乗効果が期待されることから、市は市民・事業者による取り組みを促進するための施策を計画的に実施する必要がある。

◇

審議会では今後実施される「市民フォーラム」や寄せられたご意見も踏まえて、更に検討を行い、3月には答申する予定です。

「市民フォーラム」開催のお知らせ

答申（案）についての意見聴取と、ごみ有料化に関する情報の提供を目的として、審議会主催による「市民フォーラム」を開催します。直接会場へおいで下さい。

○日時　1月25日（日）午後1時30分～4時15分

○場所　まちだ中央公民館　7階ホール

○定員　154人（先着順）

○当日のプログラム

・基調講演（審議会会長＝東洋大学経済学部教授　山谷修作氏）

・有料化実施自治体市民の体験談

・答申（案）の説明

・答申（案）についての意見聴取

ご意見・ご要望をお寄せ下さい

答申（案）に対し、広く市民・事業者等の皆さんからご意見をいただく機会を設け、最終答申を作成する際の検討材料とするために、答申（案）全文の公表とご意見の募集を行います。

○答申（案）全文の公表

1月21日～2月10日の間、町田市ホームページ（http://www.city.machida.tokyo.jp/）へ掲載するとともに、公共施設（環境総務課、市政情報やまびこ、各市民センター）に置いてあります。

○ご意見の募集

1月21日～2月10日の間、郵送、FAX（〒194－0202、下小山田町3160、環境総務課FAX797・5374）、町田市ホームページのご意見募集用電子メールにて受け付けます。なお、ご意見募集に関する詳細な事項は、町田市ホームページの「町田市廃棄物減量等推進審議会」のページをご覧いただくか環境総務課（☎797・0530）へお問い合わせ下さい。

ご利用下さい
町田市中小企業融資制度

市内の中小企業者または、市内で新たに事業を始める中小企業者が事業資金や開業資金を調達するため、市と取扱金融機関との提携及び信用保証機関の協力により実施するものです。

取り扱いは次の金融機関の町田市内にある支店で行っています。

○取扱金融機関　八千代・横浜・三井住友・みずほ・東京都民・りそな・東日本の各銀行、城南・横浜の各信用金庫、町田市農業協同組合

※金融機関、信用保証機関の審査により、融資できない場合もあります。

問商工観光課☎724・2129

町田市中小企業融資制度概要

融資の種類	融資限度額	融資利率	融資期間・返済方法	保証人
運転資金	1,000万円	年利2.2%(1.5%)	5年以内(6か月の据置期間を含む)割賦返済	法人は代表者個人の連帯保証が必要
設備資金			7年以内(6か月の据置期間を含む)割賦返済	
バリアフリー化整備資金		年利1.8%(1.8%)	7年以内(12か月の据置期間を含む)割賦返済	
環境改善整備資金				
開業資金		年利2.0%(1.5%)		
緊急資金	500万円		5年以内(6か月の据置期間を含む)割賦返済	
小規模企業特別資金		年利2.2%(1.5%)		

※バリアフリー化整備資金、環境改善整備資金及び緊急資金は他の資金と重複して申し込みができます。融資資格確認書を発行しますので、事前にご相談下さい。

※この制度は、信用保証機関（東京信用保証協会）の保証が必要です。また、信用保証機関の指示により上表の他に保証人を要することもあります。

※信用保証料の1／2（バリアフリー化整備資金及び環境改善整備資金は全額）を融資時に補助します。また利子については（　）内の利率による額を年2回に分け補助します。

くらしのミニ情報
「町田のマチコ」です
消費生活センターから

モモの残留農薬試験結果

野菜や果物などに基準値を超える残留農薬が検出された等のニュースが時折報道されています。町田市消費生活センターでは毎年、市内の店頭に並んでいる食品から数点について農薬の違法な使用がされてないかを消費者の目でチェックしています。

今年度は季節を知る味として親しまれ、表皮が薄いなどデリケートで外的影響を受けやすい「モモ」を取り上げました。店舗種別で4店（デパート、スーパー、小売店、自然食品の店）から1点づつ（A、B、C、D）購入し残留農薬の有無について調べました。検査する農薬については、検出例や比較的使用されていると推察される農薬から3種（クロロタロニル、イプロジオン、プロシミドン）を選び「財団法人　日本食品分析センター多摩研究所」に分析を依頼しました。結果は左表のとおりです。サンプルCからイプロジオン0・09ppmが検出されましたが、食品衛生法の残留基準値（10ppm以下）を大幅に下回るものでした。3種以外の農薬については検査していません。

消費生活センターは今後も〝食の安全〟を守るためにこのような取り組みを続けていきたいと考えています。

問消費生活センター☎725・8805

分析試験成績書

農薬種類 分析試験	残留基準値	サンプル（検体） A	B	C	D	
クロロタロニル（殺菌剤）	2ppm以下	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出限界：0.01ppm ガスプロマトグラフ質量分析法
イプロジオン（殺菌剤）	10ppm以下			0.09ppm		検出限界：0.05ppm 液体クロマトグラフ質量分析法
プロシミドン（殺菌剤）	3ppm以下			検出せず		検出限界：0.01ppm ガスプロマトグラフ質量分析法

※・試験依頼先（財）日本食品分析センター、試験成績書発行年月日：2003年9月8日試験成績書発行番号　第503080475号－001～004
・残留基準値：食品衛生法に定める値
・ppm：100万分の1の割合を表すもの

フィリピンに消防車両を贈呈

広報10月21日号でお知らせしたフィリピン・ラグナ州に贈呈された消防車両が現地に無事到着し、昨年11月28日、贈呈式が行われました。この事業はロータリー日比友好援助プロジェクトの一環で、昨年度から寄贈してきた消防車両は本年度で合計17台になりました。

このうち東京町田ロータリークラブから2台、東京町田サルビアロータリークラブからは2台などが含まれています。贈呈式はラグナ州知事も出席して行われ、東京町田ロータリークラブ会長など関係者多数が出席しました。